

イギリスにおける資金情報の会計基準について

—A S B財務報告基準書第1号を中心として—

百合草 裕 康

- I はじめに
- II 財務諸表の基本目的とキャッシュ・フロー計算書
- III A S Bキャッシュ・フロー計算書の概要
- IV A S Bキャッシュ・フロー計算書の特徴
- V むすびにかえて

I はじめに

現在、イギリスの会計基準設定機関の地位にある会計基準審議会⁽¹⁾(以下、A S Bと略す)は、1991年9月に、A S Bによる最初の基準書として財務報告基準書第1号『キャッシュ・フロー⁽²⁾計算書』(以下、F R S第1号と略す)を公表した。このF R S第1号は、1975年7月に公表された標準会計実務書第10号『資金の源泉と運用に関する計算書』⁽³⁾(以下、S S A P第10号と略す)に代わって、1992年3月25日以降に終わる会計年度の財務諸表に適用される。これによって、イギリスにおいて資金情報を開示する計算書は、これまでの運転資本等を重視する資金計算書からより現金に近い資金フローを重視するキャッシュ・フロー計算書へ取って代わることになった。

イギリスにおいて資金情報の開示を初めて義務づけたのは、S S A P第10号であるが、これはアメリカの会計原則審議会意見書第19号『財政状態の変動に関する報告』⁽⁴⁾の影響を受けたもの

-
- (1) 会計基準審議会 (Accounting Standards Board) は、1989年会社法第256条(3)(a)において国務大臣に許可する権限を付与された「会計基準を発行する機関」として指名されており、したがって、会計基準審議会が公表する財務報告基準書は法的効力を有することになる。
 - (2) Accounting Standards Board, Financial Accounting Standard No. 1, *Cash Flow Statements* (ASB, September 1991).
 - (3) Accounting Standards Steering Committee, Statement of Standard Accounting Practice No. 10, *Statements of Source and Application of Funds* (ASSC, July 1975). S S A P第10号では、資金情報を開示する計算書の名称として、「資金の源泉と運用に関する計算書 (Statements of Source and Application of Funds)」を使用しているが、実務上は「資金計算書 (Funds Statement)」という名称が多いので、本稿では、以降「資金計算書」という用語を用いる。
 - (4) Accounting Principles Board, Opinion No. 19, *Reporting Changes in Financial Position* (APB, March 1971).

と考えられる。資金情報の開示をめぐる国際的な会計基準設定の動きは、国際会計基準委員会の国際会計基準第7号『財政状態変動表』⁽⁵⁾（以下、IAS第7号と略す）の公表によって、飛躍的な広がりがみられ、運転資本を重視する財政状態変動表が国際的に普及していった。ところが、1970年代後半、キャッシュ・フロー情報の重要性を主張する議論がアメリカを中心に展開され、1987年、アメリカでは財務会計基準審議会（以下、FASBと略す）による財務会計基準書第95号『キャッシュ・フロー計算書』⁽⁶⁾（以下、SFAS第95号と略す）の公表によって、財政状態変動表に代わってキャッシュ・フロー計算書の作成・開示が義務づけられた。これを契機に、イギリスでも、1990年SSAP第10号を見直すための公開草案第54号『キャッシュ・フロー計算書』⁽⁷⁾が公表され、また国際会計基準委員会も国際会計基準第7号を改正するための公開草案第36号『キャッシュ・フロー計算書』⁽⁸⁾を公表するにいたったのである。

このようにイギリスにおける資金計算書からキャッシュ・フロー計算書への移行は、こうした資金情報の開示をめぐる国際的な潮流の中で捉えることができる。近年、会計基準の国際的調和化の必要性が高まりつつあるが、資金情報の会計基準についてもその例外ではない。会計基準の国際的な動向に少なからず影響力をもつイギリスにおいても、アメリカと同様にキャッシュ・フロー計算書が制度化されたことによって、国際会計基準を含む資金情報の国際的な会計基準に影響を及ぼすものと考えられる。FRS第1号に基づくイギリスのキャッシュ・フロー計算書の内容を明かにし、その意義について若干考察することが本稿の目的である。そこで、まずイギリスにおけるキャッシュ・フロー計算書の役割および位置づけについて財務諸表の基本目的とのかかわりで考え、そしてFRS第1号に基づいて作成・開示されるキャッシュ・フロー計算書の内容について概観する。その上で、SFAS第95号と比較しながらASBのキャッシュ・フロー計算書の特徴を検討し、ASBによるキャッシュ・フロー計算書の制度化がもつ意義について若干考察する。

II 財務諸表の基本目的とキャッシュ・フロー計算書

イギリスでは貸借対照表や損益計算書を中心とする財務諸表の中で、資金計算書がどのよう

(5) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards No. 7, *Statement of Changes in Financial Position* (IASC, October 1977).

(6) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 95, Statement of Cash Flows* (FASB, November 1987).

(7) Accounting Standards Committee, *Proposed Statement of Standard Accounting Practice-Exposure Draft 54, Cash Flow Statements* (ASC, July 1990).

イギリスにおける会計基準の設定機関としては、1976年までは会計基準起草委員会 (Accounting Standards Steering Committee) があり、その後ASCにとってかわられた。イギリスにおける基準設定体制の変遷については、以下の文献を参照されたし。田中弘『イギリスの会計基準』（中央経済社、1991年）。第1章。

(8) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards, *Exposure Draft No. 36, Cash Flow Statements* (IASC, July 1991).

に位置づけられるのかということについては、公式には必ずしも明確にされていなかった。ASBは、近年、会計および財務報告の基礎となる諸原則に関するステートメントの構築に取り組んでおり、その一部として公開草案「財務諸表の基本目的および財務情報の質的特徴」⁽⁹⁾（以下、『公開草案』と略す）を公表した。その中で、ASBはキャッシュ・フロー計算書を貸借対照表および損益計算書とならぶ一組の完全な財務諸表の一つとしている。本節では、イギリスにおいてキャッシュ・フロー計算書が他の財務諸表との関係でどのように位置づけられるのかということについて、『公開草案』で示されている財務諸表の基本目的とのかかわりを見ていく。

『公開草案』は、財務諸表の基本目的に言及する前に、財務諸表の利用者にはいかなるグループが存在し、それらの利用者の情報ニーズが何であるのか、また各財務諸表の利用者間に存在する共通の情報ニーズは何であるのかということについて検討している。『公開草案』によれば、現在および将来の投資者、従業員、与信者、仕入先およびその他の取引債権者、得意先、政府およびその機関、ならびに一般大衆が財務諸表の利用者として存在しており、これらの利用者間に存在する異なる情報ニーズをある程度満足するために、彼らは財務諸表を利用することになる⁽¹⁰⁾。そして『公開草案』は、これらの財務諸表の利用者間に存在する共通の情報ニーズとして、企業の財政状態、業績、および財務的適応能力の三つをあげ、これらに関する情報が様々な財務諸表の利用者の経済的意思決定において有用であるという観点から、「企業の財政状態、業績、および財務的適応能力に関する情報を提供すること」を財務諸表の基本目的としている⁽¹¹⁾。

また財務諸表の利用者が経済的意思決定をする場合、現金を造出する企業の能力および現金を造出する時期と確実性を評価する必要があるわけであるが、こうした現金を造出する企業の能力を評価するためには、企業の財政状態、業績、およびキャッシュ・フローに焦点を合わせた情報が必要であるとされる⁽¹²⁾。ここで企業の財政状態は、企業が保有する経済的資源、その財務的構造、流動性および支払能力、ならびに環境の変化に適応する能力の影響を受ける。経済的資源に関する情報は、将来現金を造出する企業の能力を予測するのに、財務的構造に関する情報は、将来の借入ニーズ等を予測するのに、また流動性および支払能力は、企業が支払うべき債務を返済する企業の能力を予測するのに有用である⁽¹³⁾。また、企業の業績に関する情報は、

(9) Accounting Standards Board, Exposure Draft-Statement of Principles, *The Objective of Financial Statements and The Qualitative Characteristics of Financial Information* (ASB, 1991).

財務会計や財務報告に関する首尾一貫した会計基準を導き出すための基礎となる概念構造ないし概念的フレームワーク構築の試みは、1970年代後半から1980年代前半に米国においていち早く展開されたものである。近年では、国際会計基準委員会が1989年に「財務諸表の作成と表示のためのフレームワーク」を公表しているし、カナダやオーストラリアにおいても概念的フレームワークに関するステートメントが公表されている。

(10) *Ibid.*, par. 9.

(11) *Ibid.*, pars. 10, 12.

(12) *Ibid.*, par. 15.

(13) *Ibid.*, par. 16.

将来統制することになる経済的資源の潜在的な変動を事前に評価するのに必要であり、既存の資源からキャッシュ・フローを造出する企業の能力を予測するのに有用である。⁽¹⁴⁾そして、企業のキャッシュ・フローに関する情報は、現金を造出する企業の能力とかかる現金を使用する企業のニーズを事前に評価するためのひとつの基礎を財務諸表の利用者に提供するという点で有用である。⁽¹⁵⁾

財政状態に関する情報は、主として貸借対照表によって提供され、業績に関する情報は、主として損益計算書によって提供され、そして財務的適応能力に関する情報は、キャッシュ・フロー計算書単独または他の主要財務諸表とともに提供される。⁽¹⁶⁾『公開草案』は、財務諸表を構成するこれらの計算書間の相互関連性を重視し、キャッシュ・フロー計算書を貸借対照表、損益計算書と相互に関連する一組の主要な財務諸表の一つとして位置づけているのである。⁽¹⁷⁾

以上のように『公開草案』では、財務諸表の基本目的を明らかにするために、まず財務諸表の利用者と彼らが経済的意思決定をする際の情報ニーズを限定し、そのニーズを満足させる情報を提供することに財務諸表の基本目的を置いている。そして、キャッシュ・フロー情報やそれを伝達するキャッシュ・フロー計算書の必要性も、こうした財務諸表の利用者の経済的意思決定に有用な情報の提供という観点から論じられている。こうした情報利用者のニーズを重視する利用者指向のアプローチに基づいて、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表の一つとして位置づけようとする考え方は、アメリカの概念的フレームワークの中でもとられており、『公開草案』の最終的なステートメントにおいても、同様に位置づけられると思われる。

(14) *Ibid.*, par. 17.

(15) *Ibid.*, par. 18.

FRS 第1号は、企業の将来のキャッシュ・フローを事前に評価するための基礎としてのキャッシュ・フローに関する情報の果たす役割について次のように言及している。

「会計基準審議会によって展開されている財務報告の諸原則に関するステートメントでは、財務諸表の利用者が、彼らに関心をもっている実体の流動性、存続能力、および財務的適応能力に関する情報を必要としているということが認識されている。こうした情報を引き出すことによって、情報利用者は当該実体のキャッシュ・フローを事前に評価することになるのである。損益計算書および貸借対照表を作成する際に用いられる発生主義会計は、一会計期間の成果を測定するためにキャッシュ・フローを調整しており、これは「実体の活動を」写像するための主要な基礎である。それにもかかわらず、歴史的なキャッシュ・フローの「時間的な」違いや遅れを表し、それによって報告実体の現金の造出および現金の吸収のメカニズムについての理解を改善し、将来のキャッシュ・フローの事前評価のための基礎を提供するためには、発生主義会計に関連する長期的な引当金やその他の配分を除外する必要がある」。(〔 〕内筆者)

ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, Summary, b).

(16) ASB, Exposure-Draft, *op. cit.*, par. 19.

(17) *Ibid.*, par. 20.

また『公開草案』では、主要財務諸表に対する注記および附属明細書ならびにその他の財務諸表の統合的な部分とみなされるも情報も財務諸表に含まれるとされており、例えば、貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュ・フロー計算書で示される項目に関連するもので利用者のニーズに適合するような追加的な情報をも含まれることになる。*Ibid.*, par. 21.

III ASB キャッシュ・フロー計算書の概要

前述の通り、FRS第1号が公表されるまで、イギリスにおける資金情報の作成・開示基準はSSAP第10号であった。これは、キャッシュ・フロー計算書に関する基準というよりも運転資本または正味流動資金 (net liquid funds) を重視する資金計算書に関する基準であった。また、資金計算書の作成および開示に関してもあまり詳細に言及していなかったため、実務上いくつかの問題点が生じていた。⁽¹⁸⁾ こうした状況を背景にして公表されたFRS第1号は、SSAP第10号に比べてかなり詳細にキャッシュ・フロー計算書の作成および開示に関して指示している。FRS第1号は、要約、基本目的、定義、標準会計実務書、国際会計基準への準拠、および説明、の6つの節からなっており、また、財務報告基準の一部を形成するものではないが、その解説的な部分として、キャッシュ・フロー計算書の例示ならびにSSAP第10号および公開草案第54号とFRS第1号との相違点を簡単に記述した節が添付されている。

まず要約の節では、FRS第1号の主要な内容の要点が記述されており、基本目的の節では、FRS第1号がキャッシュ・フロー計算書の基本目的について言及されている。定義の節では、現金 (Cash)、現金等価物 (Cash equivalents)、キャッシュ・フロー (Cash Flow)、1985年会社法 (Companies Act 1985)、および1986年会社規定 (北アイルランド) (Companies (Northern Ireland) Order 1986)、について定義されている。そして標準会計実務書および説明の節では、キャッシュ・フロー計算書の作成および開示の内容について詳細に定められている。

以下では、ASBのキャッシュ・フロー計算書の概要を明らかにするために、FRS第1号に基づくキャッシュ・フロー計算書の作成および開示基準について、SSAP第10号の内容とも若干比較しながら、(1)資金概念、(2)キャッシュ・フローの分類、(3)外貸キャッシュ・フローの換算とグループ・キャッシュ・フロー計算書および(4)主要な注記事項、の順に検討していく。

(1) 資金概念

SSAP第10号では、資金計算書の基礎になる資金概念については、厳密に定義されていないが、用語の定義の節で正味当座資金 (net liquid funds) の算定方法が示されている。ここで正味当座資金とは、「現金預金および現金等価物 (例えば流動資産として保有している投資) から、当座借越その他1年以内に返済すべき借入金を控除したもの」⁽¹⁹⁾をいう。これは、通常、運転資本に含まれる売掛金や棚卸資産を除外した概念であり、運転資本とは異なるものである。その一方で、重要である場合には、明示しなければならない項目として、運転資本の増減と正

(18) SSAP第10号に基づく資金情報開示についての実務上の問題点については以下の文献に詳しい。田中弘、前掲書、pp. 137-143。

(19) ASSC, SSAP No. 10, op. cit., par 8.

味当座資金の変動の二つがあげられており、また資金計算書の一般的指針を示すための付録で提示されている資金計算書の例示では、運転資本概念に基づく資金計算書が示されている。このように、SSAP第10号では、資金計算書の基礎になる資金概念が正味当座資金であるのか運転資本であるのかは不明瞭である。

FRS第1号は、キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、「キャッシュ・フロー計算書は、報告実体のあらゆる現金および現金等価物のインフローとアウトフローを含むものでなければなら⁽²⁰⁾ない」としている。ここで「現金」には、手元現金および銀行またはその他の金融機関に保有する要求払預金が含まれ、また外貨建の手元現金および預金も含まれる。「現金等価物」とは、通知することなく一定の現金に容易に転換でき、また取得した時点でその満期日が3カ月以内であるような短期で流動性の高い投資であり、そしてそこから融資期日から3カ月以内に払い戻しが可能な銀行からの融資を差し引いたものである。またそこには外貨建の投資および融資も含まれる。

このように、ASBのキャッシュ・フロー計算書では、その基礎となる資金概念は現金および現金等価物であり、そのフローが報告されるわけであり、SSAP第10号に比べて、FRS第1号は、資金概念を明示しているといえる。⁽²¹⁾

(2) キャッシュ・フローの分類

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間の当該実体の現金の造出と現金の吸収を報告すること、すなわちキャッシュ・フローを報告することを目的として作成・開示されるものである。FRS第1号では、こうした目的を遂行するための要件として、キャッシュ・フローの分類⁽²²⁾について次のように述べている。

「財務諸表の利用者が報告実体の流動性、存続能力、および財務的適応能力を事前に評価するのを支援するために、報告実体は、『営業活動』、『投資からの利益および調達資金についての利息等の支払』、『税金』、『投資活動』、および『資金調達』という標準的な表題に基づき、またこれらの表題をこの順序で開示することによって、キャッシュ・フローを分析する一つの主要な財務表を提供しなければならない。」

(20) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, par. 11.

(21) FRS第1号が、キャッシュ・フローの範囲に現金だけではなく現金等価物を加えた根拠として次のように述べている。

「実体は、即時に必要な額を超過する現金を短期で流動性の高い投資にあてることもあるし、あるいは運転資本のピークをカバーするために短期的に借入を行うこともある。ある実体をもつ流動資源が現金であるのかそれとも一定額の現金に容易に転換しうる財務証券であるのかということは、利用者が行う流動性や将来のキャッシュ・フローの事前評価にとってそれほど役立つわけではない。」また現金等価物の定義の中に、満期日が3カ月以内という規程が設定されているのは、満期日が3カ月以内であるような証券は利子率の変動による重大な価値変動の危険がないという根拠に基づいている。*Ibid.*, pars. 52-54.

(22) *Ibid.*, par. 1.

これはキャッシュ・フロー計算書に表示すべき区分の内容とその順序を概括的に示したものである。このようにFRS第1号では、個々のキャッシュ・フローをそれが発生した活動別に分類し、それぞれの分類に標準的な表題を使用することによって、企業間の比較可能性を高めるようにしている。それに対してSSAP第10号では、資金計算書における資金の分類については明確にしては⁽²³⁾ないが、源泉と運用の2区分に分類することが想定されていると考えられる。⁽²³⁾以下では、上記の5つの区分について、FRS第1号に基づいてさらにみていく。

①営業活動⁽²⁴⁾

営業活動からのキャッシュ・フローとは、一般に営業活動または取引活動に関連する取引またはその他の事象の現金への影響をいう。また、営業活動からの正味のキャッシュ・フローは、営業利益を算定する際に損益計算書で示される営業活動に起因する現金および現金等価物の正味の金額を基礎として報告してもよいし、あるいは総額を基礎として報告してもよいとされている。⁽²⁵⁾

②投資からの利益および資金調達についての利息等の支払⁽²⁶⁾

投資からの利益および調達資金についての利息等の支払とは、営業、投資、および資金調達活動として分類される項目を除いたもののうち、投資の所有権から生じる受領および調達資金の提供者に対する支払をいう。この区分に含まれるキャッシュ・インフローには、利息の受領、配当金の受領が、またキャッシュ・アウトフローには、利息の支払、配当金の支払、ファイナンス・リースについての賃借料の支払のうちの利息部分、⁽²⁶⁾があげられる。

③税金⁽²⁷⁾

税金に含まれるキャッシュ・フローとは、報告実体の収入および資本利得との関連で生じる税務当局へのキャッシュ・フローおよびそれからのキャッシュ・フローをいう。税金に関連するキャッシュ・インフローには、関係税務当局の税金の払い戻しが、キャッシュ・アウトフローには、関係税務当局への税金の支払が含まれる。

④投資活動⁽²⁸⁾

投資活動に含まれるキャッシュ・フローには、固定資産あるいは（現金等価物以外の）流動投資資産として保有している資産の取得と処分に関連するキャッシュ・フローがある。投資活動からのキャッシュ・インフローには、固定資産の売却または処分による受領、子会社への投資の売却による受領で売却の一部として移転される現金および現金等価物を差し引いた純額、

(23) ASSC, SSAP No. 10, *op. cit.*, pars. 3, 11, Appendix.

(24) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, pars. 15-16.

(25) これは、営業活動からのキャッシュ・フローの表示について、いわゆる間接法を用いても直接法を用いてもよいことを示唆するものと思われるが、この点については次節を参照。

(26) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, pars. 18-20.

(27) *Ibid.*, pars. 21-23.

(28) *Ibid.*, pars. 24-26.

持分法で会計処理されていた子会社以外の実体への投資の売却による受領，ならびに貸付の返済または売却による受領あるいは他の実体に対する（現金等価物以外の）債権の返済または売却による受領，があげられる。また，キャッシュ・アウトフローには，固定資産を取得するための支払，子会社への投資のための支払で取得される現金および現金等価物を差し引いた純額，持分法で会計処理されていた子会社以外の実体への投資のための支払，ならびに貸付および他の実体に対する（現金等価物以外の）債権を取得するための支払が，あげられる。

⁽²⁹⁾
⑤資金調達

資金調達に関連するキャッシュ・フローは，外部の資金提供者からの受領および彼らへの返済からなる。資金調達に関連するキャッシュ・インフローとしては，株式あるいはその他の持分証券の発行による受領，ならびに長期および（現金等価物に含められるもの以外の）短期の借入による受領，があげられ，キャッシュ・アウトフローには，（現金等価物に含められるもの以外の）借入額の返済，ファイナンス・リースについての賃借料のうちの元本部分の支払，自己株式の再取得または買い戻しのための支払，および資金調達に関連する費用または手数料の支払，があげられる。

以上のようにFRS第1号では，キャッシュ・フローの分類を活動別に分類しており，SSAP第10号の源泉・運用別の分類とは異なる分類法を採用している。FRS第1号が採用した活動別分類は，同じ活動別分類でもアメリカのキャッシュ・フロー計算書で採用されているものや，国際会計基準の公開草案第36号で採用されているものとは若干異なっており，ASBのキャッシュ・フロー計算書の特徴でもある。この点は次節で言及する。

⁽³⁰⁾
(3)外貨キャッシュ・フローの換算とグループ・キャッシュ・フロー計算書

SSAP第10号では，外貨キャッシュ・フローの換算基準について何ら言及していない。それに対して，FRS第1号は，キャッシュ・フローの換算について，報告実体の事業の一部が外国の実体によって行われている場合，すなわち在外子会社等がある場合，当該実体のキャッシュ・フローの換算は，報告実体の損益計算書でその活動の成果の換算に用いられる基準に基づいて行われなければならないとしている。

グループ計算書については，SSAP第10号は，子会社がある場合は資金計算書をグループベースで作成することを義務づけ，グループの営業活動を反映するように作成しなければならないとしている。しかしながら，グループ資金計算書を作成する場合の指針となる会計処理の方法については，子会社の取得または売却に関するものを除いてはほとんど言及されていない。それに対してFRS第1号はグループの会計問題について言及しており，グループ・キャッシュ・フロー計算書について，グループの外部との現金および現金等価物のフローのみを取り扱

(29) *Ibid.*, pars. 27–30.

(30) ASSC, SSAP No. 10, *op. cit.*, pars. 5, 12. ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, pars. 36, 38–40.

イギリスにおける資金情報の会計基準について

うものでなければならないとしている。したがって、グループ内部のキャッシュ・フローは、グループ・キャッシュ・フロー計算書を作成する際には除外されなければならないことになる。その場合、少数株主持分に対して支払われる配当金は、グループ・キャッシュ・フロー計算書では、「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」の区分で他の配当金とは別個に開示されなければならない。さらに、連結財務諸表において持分法で会計処理されている実体のキャッシュ・フローも、当該グループと関連実体との間の実際のキャッシュ・フローの程度に応じてグループ・キャッシュ・フロー計算書に含めなければならない。さらに、グループが、子会社を取得あるいは処分する場合には、その対価として支払われたかあるいは受領された現金および現金等価物の正味の残高が示されなければならない。

このように、外貨の換算およびグループ計算書については、SSAP第10号では、示されていないかあるいは最小限の開示の指針のみが提示されているのに対して、FRS第1号は、それらの会計処理の方法についてもかなり詳細に定められている。

(4) 主要な注記事項

FRS第1号では、キャッシュ・フロー計算書に対する注記事項についても詳細に言及している。その中で主要なものとして、①営業利益の営業活動からのキャッシュ・フローへの照合、②貸借対照表で示される数値との照合、③重要な非現金取引、④子会社の取得または処分のキャッシュ・フローへの影響、および⑤例外的項目および異常損益項目、をあげることができる。以下ではこれらの注記事項について、FRS第1号に基づいてみていく。

①営業利益の営業活動からのキャッシュ・フローへの照合⁽³¹⁾

損益計算書で報告される営業利益と営業活動からの正味のキャッシュ・フローとの間の照合は、キャッシュ・フロー計算書に対する注記として提示しなければならない。また、この照合では、営業活動に関連する棚卸資産、受取債権、および買掛金の変動やキャッシュ・フローと利益との間のその他の違いを別個に開示しなければならない。

②貸借対照表で示される数値との照合⁽³²⁾

現金および現金等価物の変動ならびにキャッシュ・フロー計算書の資金調達の区分で示される項目は、期首と期末の貸借対照表の項目と照合しなければならない。こうした照合を行う際には、キャッシュ・フローに起因する変動、外国為替レートの変動に起因する差異、およびその他の変動とに細分し、さらに現金および現金等価物に対するものと資金調達項目に対するものとを、別個に開示しなければならない。

③重要な非現金取引⁽³³⁾

(31) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, par. 17. 例示1および2の注記1参照。

(32) *Ibid.*, par. 44. 例示1および2の注記2, 3, および4参照。

現金および現金等価物を変動させない取引であっても、その取引によって生じた財政状態の全体的かつ十分な状況の変化を把握するために必要であるような重要な取引は、キャッシュ・フロー計算書に対する注記において開示しなければならない。

④子会社の取得または処分のキャッシュ・フローへの影響⁽³⁴⁾

グループが子会社を取得あるいは処分した場合には、キャッシュ・フロー計算書に対する注記において、取得および処分の対価としての現金および現金等価物の金額ならびに取得および処分の結果として移転される現金および現金等価物の金額が明らかになるよう、当該取得および処分の影響の要約を示さなければならない。

また、当期に取得または処分された子会社のキャッシュ・フローが、グループ・キャッシュ・フロー計算書の各キャッシュ・フローの区分に報告される金額に対して重要な影響を及ぼす場合には、実務的に可能な限り、その影響を開示さなければならない。ただし、こうした情報は、当該取得または処分が行われた会計年度の財務諸表にのみ示されればよい。

⑤例外的項目および異常損益項目⁽³⁵⁾

例外的項目および異常損益項目の処理については、財務諸表の利用者が基礎となる取引が報告実体のキャッシュ・フローに及ぼす影響を理解できるように、例外的項目および異常損益項目に関連するキャッシュ・フローのうちで重要なものについては、キャッシュ・フロー計算書に対する注記において開示しなければならない。

このように、FRS第1号では、キャッシュ・フロー計算書に対する注記事項についても詳細に定めている。FRS第1号が要求するこれらの注記事項についてSSAP第10号の規定をみると、①については特に言及されていないが、例示では資金計算書の資金の源泉の区分で示されており、②については、照合が可能であることが求められているが、実際の照合を開示するよう要求されているわけではない。また③については言及されておらず、④については、注記で開示することが義務づけられている。さらに⑤については特に言及されていないが、例示では資金計算書の資金の源泉の区分で示されている。SSAP第10号が注記事項についてはあまり言及せず開示事項については企業の自主的開示に委ねているのに比べると企業間の比較可能性という点ではかなり改善されたといえる。

(33) *Ibid.*, pars. 43, 83. 例示の注記5, 6, および7参照。

(34) *Ibid.*, pars. 40, 42. 例示の2の注記6, 7, および8参照。

(35) *Ibid.*, pars. 31-33.

ここで「例外的項目 (exceptional items) とは、会社の正常な活動の範囲内に入る事象や取引から派生する重要な項目で、その金額の大きさや偶然性の高さからみて、財務諸表が真実かつ公正な概観を示すためには独立的に開示する必要があるもの」をいう。また「異常損益項目 (extraordinary items) とは、会社の正常な活動以外の事象や取引から派生し、ひんぱんに、または、定期的に発生するとは予想されないような項目で重要なもの」をいう。SSAP No. 6, *Extraordinary Items and Prior Year Adjustments* (ASSC, July 1975/ASC, August 1986), pars 29-30. (田中弘・原光世訳『イギリス会計基準書』(中央経済社, 1990年), pp. 124-125.)

イギリスにおける資金情報の会計基準について

FRS第1号では、その他、付加価値税およびその他の税金、ヘッジ取引、および年度間の比較を表す数値の取扱についても言及されている。⁽³⁶⁾特に、年度間の比較を表す数値については、キャッシュ・フロー計算書のすべての項目および注記について提示されなければならないとしている。これらはSSAP第10号では何ら言及されていないものである。

以上、ASBキャッシュ・フロー計算書の概要を、SSAP第10号の規定と比較しながら、FRS第1号の規定を通して概観してきた。ここから、FRS第1号が、キャッシュ・フロー計算書の作成・開示について、キャッシュ・フロー計算書本体だけでなくそれに対する注記にいたるまで、SSAP第10号に比べて、かなり詳細に言及し、標準化していることがわかる。以下に示すキャッシュ・フロー計算書は、FRS第1号で例示されているキャッシュ・フロー計算書のうち、単独会社の例(例示1)とグループの例(例示2)⁽³⁷⁾である。ただし、これらの例示は基準の一部ではない。

例示1—単独会社

キャッシュ・フロー計算書

XYZ社

自1991年4月1日 至1992年3月31日

	£'000	£'000
営業活動からの正味のキャッシュ・インフロー		6,889
投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払		
利息の受領	3,011	
利息の支払	(12)	
配当金の支払	<u>(2,417)</u>	
投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払		
からの正味のキャッシュ・インフロー		582
税金		
法人税の支払(前払法人税を含む)	<u>(2,922)</u>	
税金の支払		(2,922)
投資活動		
無形固定資産を取得するための支払	(71)	
有形固定資産を取得するための支払	(1,496)	
有形固定資産の売却による受領	<u>42</u>	
投資活動からの正味のキャッシュ・アウトフロー		<u>(1,525)</u>
資金調達前正味キャッシュ・インフロー		3,024
資金調達		
普通株式の発行	211	
社債券の買戻し	(149)	

(36) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, pars. 34-35, par. 37, par. 45.

(37) *Ibid.*, Illustrative examples.

FRS第1号の例示では、この2つの他に、不動産投資会社、投資会社、銀行、および保険会社の例が挙げられている。

イギリスにおける資金情報の会計基準について

継続的な営業活動からの正味のキャッシュ・インフロー	17,012	
非継続的な活動および組織編成費に関連する 正味のキャッシュ・アウトフロー	(990)	
営業活動からの正味のキャッシュ・インフロー		16,022
投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払		
利息の受領	508	
利息の支払	(2,389)	
ファイナンス・リースの賃借料のうちの利息部分の支払	(373)	
関連会社からの配当金の受領	15	
配当金の支払	(2,606)	
投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払からの 正味のキャッシュ・アウトフロー		(4,845)
税金		
イギリス国内の法人税の支払	(2,880)	
海外での税金の支払	(7)	
税金の支払		(2,887)
投資活動		
有形固定資産の購入	(3,512)	
子会社の購入（取得した現金および現金等価物を差し引いた純額）注7）	(18,221)	
設備および機械の売却	1,052	
事業の売却注8）	4,208	
営業関係投資の売却	1,595	
株式の公開買付の失敗に関連する正味のキャッシュ・アウトフロー	(3,811)	
投資活動からの正味のキャッシュ・アウトフロー		(18,689)
資金調達前正味キャッシュ・アウトフロー		(10,399)
資金調達		
普通株式の発行	(49)	
1995年に返済される新規の担保借入金	(1,091)	
1993年に返済される新規の無担保借入金	(1,442)	
新規の短期借入金	(2,006)	
借入額の返済	847	
ファイナンス・リースの賃借料のうちの元本部分の支払	1,342	
資金調達からの正味のキャッシュ・インフロー		(2,399)
現金および現金等価物の減少		(8,000)
		(10,399)
キャッシュ・フロー計算書に対する注記		
1 営業利益の営業活動からの正味キャッシュ・インフローへの照合		£'000
営業利益		20,249
減価償却費		3,159
有形固定資産売却益		(50)
棚卸資産の増加		(12,263)

受取債権の増加				(3,754)
買掛金の増加				<u>9,672</u>
継続的な営業活動からの正味のキャッシュ・インフロー				17,012
非継続的な活動および組織編成費に関連する				
正味のキャッシュ・アウトフロー				<u>(990)</u>
営業活動からの正味のキャッシュ・インフロー				<u>16,022</u>
2 当期の現金および現金等価物の変動の分析				£' 000
1991年4月1日現在の残高				78
外国為替レートの変動の影響を調整する以前の				
正味キャッシュ・アウトフロー				(8,000)
外国為替レートの変動の影響				<u>(102)</u>
1992年3月31日現在の残高				<u>(8,024)</u>
3 貸借対照表で示されている現金および現金等価物の残高の分析				
	1992	1991	当期の変動	
	£' 000	£' 000	£' 000	
現金預金	1,041	1,279	(238)	
銀行の当座借越	<u>(9,065)</u>	<u>(1,201)</u>	<u>(7,864)</u>	
	<u>(8,024)</u>	<u>78</u>	<u>(8,102)</u>	
4 当期の資金調達の変動の分析				
		株式 (プレミアム を含む)	借入および ファイナンス・リース 債務	
		£' 000	£' 000	
1991年4月1日現在の残高		10,334	7,589	
資金調達からのキャッシュ・インフロー		49	2,350	
現金以外のものを対価として発行された株式			9,519	
当期に取得した子会社の借入およびファイナンス・リース債務			3,817	
ファイナンス・リース契約の開始			<u>2,845</u>	
1992年3月31日現在の残高		<u>19,902</u>	<u>16,601</u>	
5 主要な非現金取引				
a 当グループは、リースの開始時点で総額2,845,000ポンドの資本価値をもつ資産に関するファイナンス・リース協定を当期に締結した。				
b 当期に行われた子会社の取得および事業の売却のための対価の一部は、それぞれ株式および手形借入から成っている。取得および処分についてのさらに詳細なことについては、以下に説明されている。				
6 子会社の取得				£' 000
取得された正味の資産				
有形固定資産				12,198
投資				1
棚卸資産				9,384
受取債権				13,856

イギリスにおける資金情報の会計基準について

回収可能な税金	1,309
現金預金	1,439
買掛金	(21,715)
銀行の当座借越	(6,955)
借入金およびファイナンスリース	(3,817)
繰延税金	(165)
少数株主持分	(9)
	<u>5,522</u>
営業権	<u>16,702</u>
	<u>22,224</u>

支払方法

株式の割当	9,519
現金	<u>12,705</u>
	<u>22,224</u>

当期に取得した子会社は、グループの正味の営業キャッシュ・フローに1,502,000ポンド寄与し、正味の投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払に関連して1,308,000ポンド支払い、税金に関連して522,000ポンド支払い、さらに投資活動に2,208,000ポンド使用した。

7 子会社の取得に関連する現金および現金等価物の正味のアウトフローの分析

	£' 000
対価としての現金	12,705
現金預金	(1,439)
取得した子会社の銀行の当座借越	<u>6,955</u>
子会社の取得に関連する現金および現金等価物のアウトフロー	<u>18,221</u>

8 事業の売却

	£' 000
処分された正味の資産	
固定資産	75
棚卸資産	5,386
受取債権	<u>474</u>
	6,636
売却損	<u>(1,227)</u>
	<u>5,408</u>
支払方法	
手形借入	1,200
現金	<u>4,208</u>
	<u>5,408</u>

当期売却された事業は、グループの正味の営業キャッシュ・フローに200,000ポンド寄与し、正味の投資からの利益および資金調達に関する利息等の支払に関連して252,000ポンド支払い、税金に関連して145,000ポンド支払い、さらに投資活動に対して209,000ポンド使用した。

IV ASBキャッシュ・フロー計算書の特徴

前節では、FRS第1号の主要な内容を通して、ASBのキャッシュ・フロー計算書の概観をみてきた。ASBのキャッシュ・フロー計算書は、前節でみてきた点以外にもいくつかの特徴をもつ。特に、(1)キャッシュ・フロー計算書の形式、(2)営業活動からのキャッシュ・フローの表示、および(3)「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」および「税金」の表示、の3点をあげることができる。これらの点は、SSAP第10号だけでなく、アメリカ等の国際的な資金情報の会計基準と比べても特徴的なものといえよう。以下では、これらの3点を中心に、アメリカの資金情報の会計基準であるSFAS第95号の内容と比較しながら、ASBのキャッシュ・フロー計算書の特徴を明らかにしたい。

(1)キャッシュ・フロー計算書の形式

資金計算書の形式には、一般的には、一会計期間の資金のインフローとアウトフローが等しくなるように示す均衡形式、一会計期間のインフローとアウトフローを示しその差額としての資金の増加または減少を示す残高形式、および一会計期間のインフローとアウトフローに加えてその期の期首と期末の資金の残高を提示し、期首と期末の残高の変動に期中のフローがどう影響を及ぼしたかを示す照合形式がある。

SFAS第95号では、照合式のキャッシュ・フロー計算書が採用されている。⁽³⁸⁾FRS第1号は、キャッシュ・フロー計算書を作成する際にどういった形式を採用すべきかということについては明確には言及していないが、期中のキャッシュ・フローの区分表示との関連で、次の点を義務づけている。⁽³⁹⁾

・「営業活動」、「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」、「税金」、「投資活動」、および「資金調達」という表題の区分に分け、また各区分はこの順序で、現金および現金等価物のインフローとアウトフローを掲記すること。

・比較という一般目的にとって有用な情報を提供するために各区分の合計額を提示するとともに、資金調達前の正味のキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローの合計額を提示すること。

・各区分のキャッシュ・フローをさらに細かい小区分に分割し、重要性を考慮した上で、小区分ごとにキャッシュ・フローを提示すること。

これらの要件からすると、まずキャッシュ・フローを「営業活動」、「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」、「税金」、「投資活動」、および「資金調達」という順に

(38) FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, par. 26.

(39) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, pars. 12, 68.

区分表示し、さらに資金調達前のキャッシュ・フローの合計額を提示することが義務づけられることになる。これは、キャッシュ・フロー計算書を投資活動までの4区分と資金調達の区分に分離し、まず投資活動までの4区分全体のキャッシュ・フローの残高（資金調達前キャッシュ・フロー）を算定し、その上で資金調達の区分を提示することを要請するものといえる。この場合、最終的に5区分全体のキャッシュ・フローの残高を提示することは要求されていないので、厳密な意味で残高式ではない（例示1，2参照）。

(2)営業活動からのキャッシュ・フローの表示

営業活動からの正味のキャッシュ・フローの表示に関して特に問題になるのは、その表示方法として直接法を採用するのかあるいは間接法を採用するのかという点である。ここで直接法とは、得意先からの収入、仕入先への現金の支払、および従業員への現金の支払と従業員のための支払等を、営業活動からの正味のキャッシュ・フローへ集計することによって、営業活動に関連する現金の収入と支出を示す方法である。一方間接法とは、損益計算書で算定される営業利益の金額から始まり、それを営業活動からの正味のキャッシュ・フローに照合するために、キャッシュ・フローを伴わない費用および収益を除外する等によって、営業利益を調整する方法である。

直接法の長所としては、それが営業活動に関連する現金の収入と支出を示すことにある。すなわち、過去の現金の収入源泉と支出目的を明らかにするこうした情報から得られる知識は、将来のキャッシュ・フローを事前に評価する際に有用であると考えられるのである。一方間接法の長所としては、営業利益と営業活動からの正味のキャッシュ・フローの違いを明らかにする。すなわち、利益と実際のキャッシュ・フローが異なる原因を明らかにするこうした情報は、財務諸表の利用者がその企業の利益の質についての理解を高めるための重要な指標となると考えられているのである。

SFAS第95号では、営業活動からのキャッシュ・フローを表示するにあたって、直接法による表示を奨励しているが、代替的方法として間接法による表示も認めている⁽⁴⁰⁾。さらに、純利益と営業活動からの正味キャッシュ・フローとを照合することが要求されているため、直接法によって営業活動からのキャッシュ・フローを表示するかあるいはキャッシュ・フロー計算書で営業活動からの正味のキャッシュ・フローのみを表示する場合は、注記でかかる照合を開示しなければならない。

ASBは、営業活動からの正味のキャッシュ・フローの表示方法について、直接法と間接法の長所を検討した上で、直接法によって得られる情報が利用者を与える便益とそうした情報を提供する報告実体にかかるコストの観点から、必ずしも直接法を採用する必要はないと結論づ

(40) FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, pars. 27, 28.

(41) *Ibid.*, par. 29.

⁽⁴²⁾ けている。つまり、営業活動から正味のキャッシュ・フローの表示方法については、企業は、状況に応じて、すなわち直接法を採用する場合の利用者に対する便益とそのため⁽⁴³⁾の開示コストを考慮した上で、その表示方法を自由に選択することができることになったのである。

またFRS第1号は、直接法による表示を選択しない場合は、企業間の比較可能性を高めるために、営業活動からの正味のキャッシュ・フローのみをキャッシュ・フロー計算書の本体に、営業活動からの正味のキャッシュ・フローとの照合はキャッシュ・フロー計算書に対する注記において開示することを義務づけている⁽⁴³⁾。FRS第1号が、営業活動からの正味のキャッシュ・フローと営業利益との照合を、キャッシュ・フロー計算書本体で示すことを認めなかったのは、それを認めた場合、キャッシュ・フロー計算書に現金の収支を伴わない費用や収益が示されることになり、あたかもこれらがキャッシュ・フローであるかの誤解を招く可能性があることも考慮しているためであると思われる。結果的には、キャッシュ・フロー計算書の本体で表示される営業活動からの正味のキャッシュ・フローは、正味の金額のみを示してもよいし（例示1参照）また直接法で要求されるキャッシュ・フローの総額を提示してもよい（例示2⁽⁴⁴⁾参照）ことになる。

このように営業活動からのキャッシュ・フローの表示については、FRS第1号とSFAS第95号との間に大きな違いはみられないが、次の二つの点で違いがみられる。すなわち、第一点は、直接法または間接法を選択する場合、SFAS第95号は原則としては直接法による表示を要求しており、その代替的表示方法として間接法による表示を容認しているのにすぎないのに対して、FRS第1号は、状況に応じてあくまでも企業に表示方法の選択を委ねているという点である。第二点は、FRS第1号が、営業活動からの正味のキャッシュ・フローと営業利益との照合をキャッシュ・フロー計算書本体で示すことを禁止し、注記において開示することを要求したのに対して、SFAS第95号は、それをキャッシュ・フロー計算書の本体または注記のどちらかに提示してもよいとしている点である。

(3)「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」および「税金」の表示

SFAS第95号は、キャッシュ・フローを営業、投資、および財務活動の3つの活動に従ってキャッシュ・フロー計算書に表示することを要求している⁽⁴⁵⁾。ASBのキャッシュ・フロー計算書も、活動別にキャッシュ・フローを区分し表示するという点については変わりはないが、SFAS第95号が、営業活動、投資活動、および財務活動の3区分を設定したのに対して、FR

(42) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, par. 70. 直接法によって得られる情報の利用者にとっての便益がそれを提供するためのコストを上回る場合には、そうした情報を提供することを奨励しているが、その場合も強制適用を義務づけているわけではない。

(43) *Ibid.*, par. 72.

(44) *Ibid.*, pars. 16, 72.

(45) FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, par. 14.

S第1号は、営業活動、投資活動、および（財務活動に相当する）資金調達⁽⁴⁶⁾の3区分に加えて、「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」および「税金」の区分を別個に設定しているという点でSFAS第95号とは異なる。こうした「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」および「税金」の区分で開示される情報は、SFAS第95号では、営業活動の区分に表示されることになる。

ASBが「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」に関するキャッシュ・フローを営業活動の区分に含めないのは、まず利息と配当金の支払については、営業活動からの正味のキャッシュ・フローが企業の資本構造に起因するキャッシュ・フローによって影響を受けたかのような表示はすべきではないという理由と、調達資金についての（配当金を含む）利息等に起因する支払は合わせて示されるべきであるという理由からである⁽⁴⁶⁾。利息と配当金の受領については、投資活動や営業活動から生じることもあるが、利息の受領と利息の支払は、キャッシュ・フロー計算書内の同一の区分に表示すべきであるという理由と、配当金の受領は利息と同一の区分で表示されるべきであるという理由からである⁽⁴⁷⁾。こうしたことを総合的に考慮して、利息および配当金の支払ならびに受領については、「投資からの利益および調達資金についての利息等の支払」の区分で別個に表示することが要求されている。

また、「税金」に関連するキャッシュ・フローを、別個の区分で開示するよう要求したのは、税金に関連するキャッシュ・フローというものは、通常は個々のキャッシュ・インフローとアウトフローの集計ではなく、営業、投資、および資金調達活動すべての影響を受ける複雑な算定額を基礎としており、それゆえ税金に関連するキャッシュ・フローをそれらが生じる諸活動に分離することは、有用ではないという観点からである。また、税金に関連するキャッシュ・フローは、一般には、過年度の活動から生じるのであるから、それを各活動に分配し、それらが生じた取引とともに報告する必要もないのである⁽⁴⁸⁾。

以上、ASBキャッシュ・フロー計算書の特徴づける点をSFAS第95号の内容を参照しながら検討してきた。ここで、SSAP第10号、FRS第1号、SFAS第95号の主要な内容を比較した表を示す。この比較からも明らかなように、SSAP第10号とFRS第1号を比較すると、いくつかの点で異なっている。両者の特徴を簡単にまとめると、SSAP第10号が資金計算書の作成・開示について最小限の指針を提示しているのみで会計処理についてはかなり弾力的な取扱をしており、多くの点で資金計算書の作成者である企業の自主性に委ねたものであるのに対して、FRS第1号はキャッシュ・フロー計算書の作成・開示に関してかなり詳細に言及しているということである。またFRS第1号とSFAS第95号を比較すると、いくつかの点で若干異なるものの、全体としては類似している点が多く、これら両国の基準に基づいて作成されるキ

(46) ASB, FRS No. 1, *op. cit.*, par. 73.

(47) *Ibid.*, par. 74.

(48) *Ibid.*, par. 75.

キャッシュ・フロー計算書から得られる情報の間に大きな差異はなく、比較可能性は高いといえよう。

SSAP 第10号, FRS 第1号, SFAS 第95号の主要な内容の比較表

	SSAP 第10号	FRS 第1号	SFAS 第95号
計算書の名称	資金の源泉と運用に関する計算書	キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー計算書
資金概念	具体的な規定はなし。ただし、正味当座資金および運転資本を重視	現金および現金等価物	現金および現金等価物
資金の分類	明確な規定はないが、源泉・運用別分類を重視。	活動別分類（5区分） 営業活動、投資からの利益および資金調達についての利息等の支払、税金、投資活動、資金調達	活動別分類（3区分） 営業活動、投資活動、財務活動
営業活動からの資金の表示方法	間接法による表示。ただし計算書の本体（源泉区分）に表示。	直接法または間接法による表示。ただし、計算書本体では、直接法（総額）で表示するか正味の金額のみを表示する。重要なものは注記で開示。	直接法による表示を奨励するが間接法による表示も容認。ただし、直接法の場合も純利益と営業活動からの資金との照合は注記で開示。重要なものは注記で開示。
非資金取引の取扱	規定なし。		
計算書の形式	規定なし。	厳密ではないが残高式を要請。	照合式

V むすびにかえて

本稿でみてきたように、現在、イギリスでは、キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表や損益計算書と並ぶ主要財務諸表として位置づけられている。1970年代後半、キャッシュ・フロー情報の重要性を主張する議論がアメリカを中心に展開されて以来、運転資本を重視する資金計算書からより現金に近い資金のフローを重視するキャッシュ・フロー計算書へという動向は、国際的な広がりを見せつつある。イギリスにおいて、SSAP第10号に代わってASBがFRS第1号を公表したのも、こうしたキャッシュ・フロー重視という国際的動向と一致するものといえる。

SSAP第10号では、資金計算書の作成・開示について、資金概念や形式等かなり弾力的な取扱が多くみられたのに対して、かなり詳細に言及されていることがFRS第1号を通して窺うことができた。キャ企業の自主的開示を重視するイギリスでは、元来、開示実務を標準化することは、企業の創意工夫を通じたディスクロージャーの発展を阻害すると考えられており、SSAP第10号は、こうした考え方を忠実に反映したものと考えられる。こうした企業の自主的開示とそのため弾力的な基準を重視するイギリスにおいて、キャッシュ・フロー計算書の作

成・開示についてFRS第1号にみられるように詳細に言及されているのはなぜなのか。資金情報に関する国際的な会計基準の動向，とりわけアメリカと国際会計基準委員会の動向が，こうしたイギリスにおける資金情報に関する会計基準の変更に影響しているように思われる。

SSAP第10号が影響を受けたと考えられるアメリカの会計原則審議会意見書第19号の内内容もまた，SSAP第10号と同様弾力的なものであったため，財政状態変動表に関する開示実務は多様化していた。その結果，企業間の財政状態変動表の比較可能性は低く，そのためFASBは，財政状態変動表からキャッシュ・フロー計算書への移行と同時に，キャッシュ・フロー計算書⁽⁴⁹⁾の内容について詳細に定めることによって，資金情報の比較可能性を高めたのである。FRS第1号の内容は，いくつかの特徴的な点を除いてはSFAS第95号のそれと類似したものであり，FRS第1号はSFAS第95号の影響を受けていることが推察できるし，また，これらの基準に基づいて作成されるキャッシュ・フロー計算書は，相当程度の比較可能性が維持されるとも考えられる。また，イギリスでは，会計基準の設定において国際会計基準への準拠が重視されており，FRS第1号においても，FRS第1号に準拠することが，IAS第7号への準拠を意味するとされている。さらにFRS第1号は，国際会計基準の公開草案第36号「キャッシュ・フロー計算書」を受けて，近い将来公表されると予想されるキャッシュ・フロー計算書についての国際会計基準への準拠を前提としており，そのため，FRS第1号は公開草案第36号との調和を重視している。

このようにイギリスにおける資金情報に関する会計基準の変更は，アメリカと国際会計基準委員会の資金情報についての会計基準をめぐる動向の影響を直接あるいは間接的に受けたものといえる。このことは，イギリスの一会計基準の問題としてではなく，さらに資金情報の会計基準の国際的な動向にもかかわってくると思われる。近年，証券市場のグローバル化や企業の多国籍化にともない，財務諸表の国際的な比較可能性の重要性が高まりつつある。国際的な資金情報に目を向けてみると，資金情報の国際的な比較可能性は必ずしも高くないというのが現状である。その意味で，資金情報に関する会計基準の国際的調和化の必要性も高いといえる。FRS第1号の公表によるイギリスにおける資金情報の会計基準の改正は，今後の資金情報に関する会計基準をめぐる国際的な動向を考える上でも，重要な意味をもつものといえよう。

(49) 拙稿「FASBのキャッシュ・フロー計算書の研究—FASB財務会計基準書第95号を中心として—」